

会議録（平成26年度第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成26年9月2日（火） 午後1時30分～午後4時
- 2 場 所 愛知県庁西庁舎 第11会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員、吉永委員
（県建設部）市川建設部技監、河川課長、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課長 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ① 第2回委員会会議録の確認について
 - ② 第2回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について
 - ③ 第4回委員会審議対象事業の抽出について
 - ④ 対象事業の審議
【再評価】河川事業
【事後評価】海岸環境整備事業
 - ⑤ 河川環境計画策定の報告について
 - ⑥ その他
 - (3)閉会

1 第2回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 第2回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

農地整備課から修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

3 第4回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 第4回の対象事業は、都市公園事業の再評価1件、交通安全対策事業の再評価5件、事後評価4件、合計10件である。

本来、再評価と事後評価の重み付けはないが、事後評価からは最低限の抽出とし、残りを再評価から抽出している。

事後評価については4件あり、事業種別のバランスを考慮することとし、事業内容から、自転車歩行者道設置、交差点改良に分類して、審議すべき事業を選定した。

まず、交差点改良は、該当事業が一件なので、10番交通安全対策事業主要地方道田原高松線を、審議対象とする。

次に、自転車歩行者道設置は、投資効果の発現といった観点から、7番、8番と同じ事業目標を掲げ、かつ7番、8番にはない電線共同溝による都市景観・防災機能の向上といった事業目標を掲げる9番交通安全対策事業一般県道蒲郡碧南線を抽出する。

次に、再評価については6件あり、都市公園事業は、該当事業が一件なので、1番都市公園事業東三河ふるさと公園を、審議対象とする。

次に、交通安全対策事業については、事後評価と同様に、事業種別のバランスを考慮することとし、事業内容から、自転車歩行者道設置、交差点改良、歩道設置に分類して、審議すべき事業を選定した。

まず、交差点改良は、該当事業が一件なので、4番交通安全対策事業主要地方道岡崎碧南線を、審議対象とする。

次に、歩道設置は、事業費が大きく、危険通学路である6番交通安全対策

事業一般国道23号を抽出する。

最後に、自転車歩行者道設置は、いずれも危険通学路であり、事故件数も多いことを確認していることから2番交通安全対策事業一般県道長洞犬山線、5番交通安全対策事業一般県道和合豊田線の2件とも審議対象とする。

以上、再評価から5件、事後評価から2件抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1)河川事業

①河川事業：天白川の審議

河川課から説明。

[委員] 費用便益分析で結果を「変化なし」と記載しているが、要因は変化している。計算の必要がなく行っていないので、変化なしではない。空欄とするなど記載方法を変更すべきではないか。

[県] 誤解のないよう表記をする。

[委員] 事業目標は24時間雨量205mmとしているが、事業目標以上の規模の降雨が発生したときにはどのような状況になるのか把握しているのか。

[県] 事業目標を超える降雨が発生したときのリスクとして、ハザードマップとして状況把握している。この情報は流域内の方と共有し、ハードで救えない部分をソフト対策としてどう補っていくのか考えていく情報ともなる。

[委員] 計画規模以上の降雨に対してはソフト面で対策をするという考えでよいのか。計画規模以上のものについての降雨に対しても考え、減災を視野に入れた対策を考えた場合、人命や避難所を守るといった具体的な目的をもって、これに応じたハード対策を行う必要があるのではないか。減災ということに対し何か行うことがあるのか、そういった点検を行う必要性についてどう考えているのか。

[県] 計画規模以上の降雨のみならず計画上同じ降雨量でも、計画と違う雨の降り方をすれば被害が生じてしまう可能性がある。その前提にたち、河川の状況を把握し、降雨に関しては地域住民に情報提供を行い、減災を考えてハードとソフト一体となった河川整備を行っていく必要があると考える。

[委員] これは河川事業全般に関わることである。

[委員] 事業目標で年超過確率1／10の規模の降雨を設定しているが、これは、10年に一度は洪水が発生するという事によいか。河川が10年に一度氾濫する可能性があるということは、近年全国各地で頻繁に降雨強度が高い降雨も発生しており、地域住民にとって不安な計画ではないか。

[県] 年超過確率1／10というのは、必ずしも10年に一度発生するという意味ではなく、毎年その規模以上の洪水が発生する可能性はある。計画は上流、下流、本川、支川のバランスを見て設定し、ハード整備を進めるとともに、事業目標を超える降雨も想定して、ソフト対策一体となって防災に取り組んでいく。また、事業目標を超えた降雨が発生した際のリスクについては、地域住民の方と情報を共有し、事業を進めていく。

[結論] 調書に記載している費用対効果分析表のB／Cの修正を行うこと（他河川も同様）を条件に対応方針（案）を了承する。

②河川事業：音羽川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 阻害要因として用地取得が挙げられているが、現況どのように進めているのか、今後の見通しについて教えていただきたい。

[県] 沿川の地域開発と一体となって整備する箇所については比較的スムーズに進められているが、それ以外の場所では地権者の事情により難航している箇所がある。時間をかけ継続的に交渉を行い、解決に至るよう進めている。

[委員] （用地取得難航について）割合として示せる数値はあるか。

[県] 件数で示せる準備はしていない。案件がかなりあることで長期化しているわけではなく、比較的少数であると承知している。

[委員] 天白川では年超過確率 1 / 10 であり、今度（音羽川水系）は年超過確率 1 / 5 となっている。数字の違いはなにか。

[県] 全河川均一で整備目標を決めているわけではない。河川の大きさ、流域に係る人口や資産の大きさを踏まえて決めている。

[委員] 事業目標である時間雨量 49.4 mm の水文量からどのような計算を行い、設計に反映しているのか。

[県] ピーク時で時間雨量 49.4 mm の雨が降るモデル波形を用いて、流域に雨を降らせる。それが流出量に置き換わるため、その流出量が計画高水位に収められるような河道断面を設定する。

[委員] 日雨量 1 / 5 の確率に対して降雨波形を求めて、時間雨量を設定し、ピーク流量時の水位が河川断面内に収まるように計画しているということではどうか。

[県] その通りである。

[委員] （ピーク流量時の水位が河川断面内に収まるように設計しているということは） 1 / 5 の確率で越流してしまうのではないかと。

[県] 降雨のモデル波形と異なる降り方をした場合にはそのようなことがある可能性がある。しかし、概ねこの程度の規模（1 / 5）であれば、計画高水位内に収まることになる。

[委員] （つまりは） 1 / 10 の確率の大きな雨で越流してしまうのではないかと。

[県] 計画高水位を越えることはありうる。また、流域の状態や前降雨による雨の地面へのしみ込みやすさ等の違いを無視すれば、ご指摘のことが起こる可能性はある。

[委員] 費用便益効果分析に人口が関係してくるが、計算する際に現在の値

を用いるのか。事業完了時の推定人口を用いることはしないのか。

[県] 現在示している値は計画策定時の値をベースとして算出している。また、毎年度の人口の変化に応じた計算は行っていない。算定要因が3割を越えて変化した場合でB/Cを再計算するときは、その時点での（人口等の要因の）データを用い、事業継続性・妥当性を評価していただいている。将来推計の値を使用した費用対効果分析は行っていない。

[委員] もし（将来推計の値を用いて再計算を）行えばどれくらいの差が出てくるのか。

[県] 手元に感度分析のデータがないため示すことができない。他事業の事例があるかもしれないため調べさせていただく。

[委員] 資料に改修前後の写真（撮影場所）が違いすぎる。せめて同じような構図で撮影するべきである。

[県] 適切に比較できる資料を記載するため、修正する。

[委員] 計画完了年度は平成50年ではなく、平成45年ではないか。

[県] 記載ミスであり、修正する。

[結論] 補足説明資料に改修前後で変化がわかりやすい写真を記載すること、調書の完了予定年次の記載ミスを修正するのを行うことを条件に対応方針（案）を了承する。

③河川事業：郷瀬川圏域の審議

河川課から説明。

[委員] 整備前水位、整備後水位及び計画高水位の定義とはなにか。

[県] 整備前水位とは、計算上で整備前の河道に対して計画上の洪水を流したときの水位。整備後水位とは、計算上で工事をした後の河道に対して、計画上の洪水を流したときの水位。計画高水位とは、安全に計画洪水を流下させることのできる水位である。従って、河川改修により計画高水位以下に水位が収まるようにする。

[委員] (水位低減効果の数値は)実績ではなく、シミュレーションで算出しているため数値については、「シミュレーション」と明記したほうが誤解がないと思う。

[県] 記載方法を変更させていただく。

[委員] 河道から離れている郷瀬川上流にある昭和51年の浸水は、今回の事業が完了した際には解消されるのか。

[県] 郷瀬川の整備内容は河床の掘り下げであり、整備後は河道内の水位が低下することから、河川の水位が下がれば内水は河川に流入することとなる。

[委員] 河川には堤防があるが、(昭和51年の浸水被害が起こったような場所から)どのような経路で(水を)河川に流すのか。

[県] 樋管を用いて河川に流している。

[委員] 樋管の断面や勾配、粗度係数が十分かといったこと(の確認)が必要だと思うが、河道のみのシミュレーションであり、昭和51年に起きた被害(がどれだけ低減されるのか)の検証のため、樋管を通じて河川へ流れるのかといったシミュレーションは行ってないのか。

[県] 河道の水位が下がれば、樋管から河川に流入して浸水被害の軽減が期待できるため、河道部分のみのシミュレーションしかしていない。

[委員] 実際に被害が生じている場所が今回の事業により、効果がもたらされるのか、面的な計算を行えば(効果を示すことが)できるが、行っていないことは県民の方が納得していただけるのか。

[県] 効果の示し方について確認する。

[委員] 調書の主な浸水実績のH22.7.15洪水の浸水面積が3.9haとあるが、補足説明資料のP13の39.4haとなっていてどちらが正しいのか。

[県] 確認する。

[結論] 浸水面積を正確なものに修正し、水位低減効果で実測かシミュレーションかの区別を行う（他河川も同様）、浸水実績に対するシミュレーションは簡単であれば行うことを条件に対応方針（案）を了承する。

(4)河川事業：高浜川水系の審議

河川課から説明。

[委員] （水位低減効果の図で）計画高水位よりも下で計算上の水位が流れており、改修して水位を下げるという意味のない事業を行っているのではないか。

[県] 上流区間で計画高水位を計算上の水位を超える区間の水位を下げるために下流から改修を行っている。

[結論] 他の事業と共通指摘事項を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。

(5)河川事業：矢崎川の審議

河川課から説明。

[委員] 人口が将来減少すると予測されるなか、人口の変化がプラスだという想定をしているのはよいか。西尾市は2050年くらいには約10%減少する推計値が公表されているが、人口が約10%減少することはどのようにB/Cに影響してくるのか算定式で示してほしい。

[県] 便益計算の根拠は、直接人口を用いていない。人命などは貨幣換算していない。家屋や田畑の経済被害額を便益として全国でまとめられた単価を用いて整理している。従って、家屋や資産などは人口に比例するものであるため人口の動向は目安となるのはご指摘のとおり。計算式を提示しながらご説明する。

[委員] 調書の計画変更の推移について、時点の表記が音羽川と異なる。表記を再々評価時と統一すべきではないか。

[事務局] 様式があるため様式のとおりにする。

[委員] 前回評価時がいつなのか明記していただきたい。

[委員] 主な浸水実績一覧表で高浜川と洪水年月日の日付が1日ずれている。実際に表記は正しいのか。

[県] 水害統計等のデータから記載している。記載の方法を確認し、修正させていただく。

[委員] 事業名に地震と記載しており、説明は堤防の耐震性であったが、津波についてはどう扱うのか。

[県] 東日本大震災を踏まえ、津波対策については、他の河川も含めた地震・津波対策計画である第3次アクションプランを策定中であり、その中で矢崎川も含めた計画を検討する。

[委員] 高潮対策を進めておけば、津波に対してもある程度、効果が期待できるものなのか。

[県] 地震津波は地震の揺れがあり、堤防は土でできているため、形状は変わるものと考えている。高さだけで言うと愛知県の内湾においては、既往最大といわれている伊勢湾台風で、高さの整備がされているため、被害を受けてもある程度健全であれば、津波の高さに対応できる。

[結論] 人口が減少することのB/C算定についての考えの整理及び調書の修正を行うことを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価の審議】

(1) 海岸環境整備事業

① 海岸環境整備事業：坂井海岸の審議

河川課から説明。

[委員] 平成11年度から事業を実施しているのであれば、整備前の利用者数は平成13年度ではなく平成10年度にすべきではないか。

[県] 社会的要因として潮干狩り等のレクリエーション人口が減少しているのか、砂浜が減少して潮干狩り場としての魅力がなくなったのか把握できてないところである。このあたりの評価を確認させていただく。

[委員] この部分を分析しなければ事後評価にならない。何か分析をして理由

をきちんと記載するならば、利用者数が減少していても問題はない。

[委員] 全てにおいて資料を正確に記述してほしい。例えば事業実施における環境の変化について、悪影響は無しと明記している。普通に考えれば、無いということを証明することは不可能であると考え。調査方法を示し、その結果をどう判断して悪影響は無しとみなしたか、という書き方をすること。何を根拠にしたかを記載すること。また、突堤を整備して砂が溜まり結果的に工費が安くなり工期も短縮されたことは良いことだが、海洋の自然環境に大きな影響を与えている。溜まり過ぎも考えられ、非定量的な変化については、これから十分にモニタリングを実施していくなどの判断は必ずすべきである。

[県] 分析を行い、正確な表記をさせていただく。また、今後のモニタリングの必要性についても位置付けていきたい。

[結論] 調書の正確な記入を行うことを条件に対応方針（案）を了承する。

5. 河川整備計画策定の報告

(1) 二級河川境川水系 河川整備計画

(2) 二級河川猿渡川水系 河川整備計画

河川課から説明。

特に意見なし。

以上。